

# 社会保障と財政

(参考資料)

平成23年3月26日  
財務省

# 社会保障改革の推進について（平成22年12月14日閣議決定）

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

## 1. 社会保障改革に係る基本方針

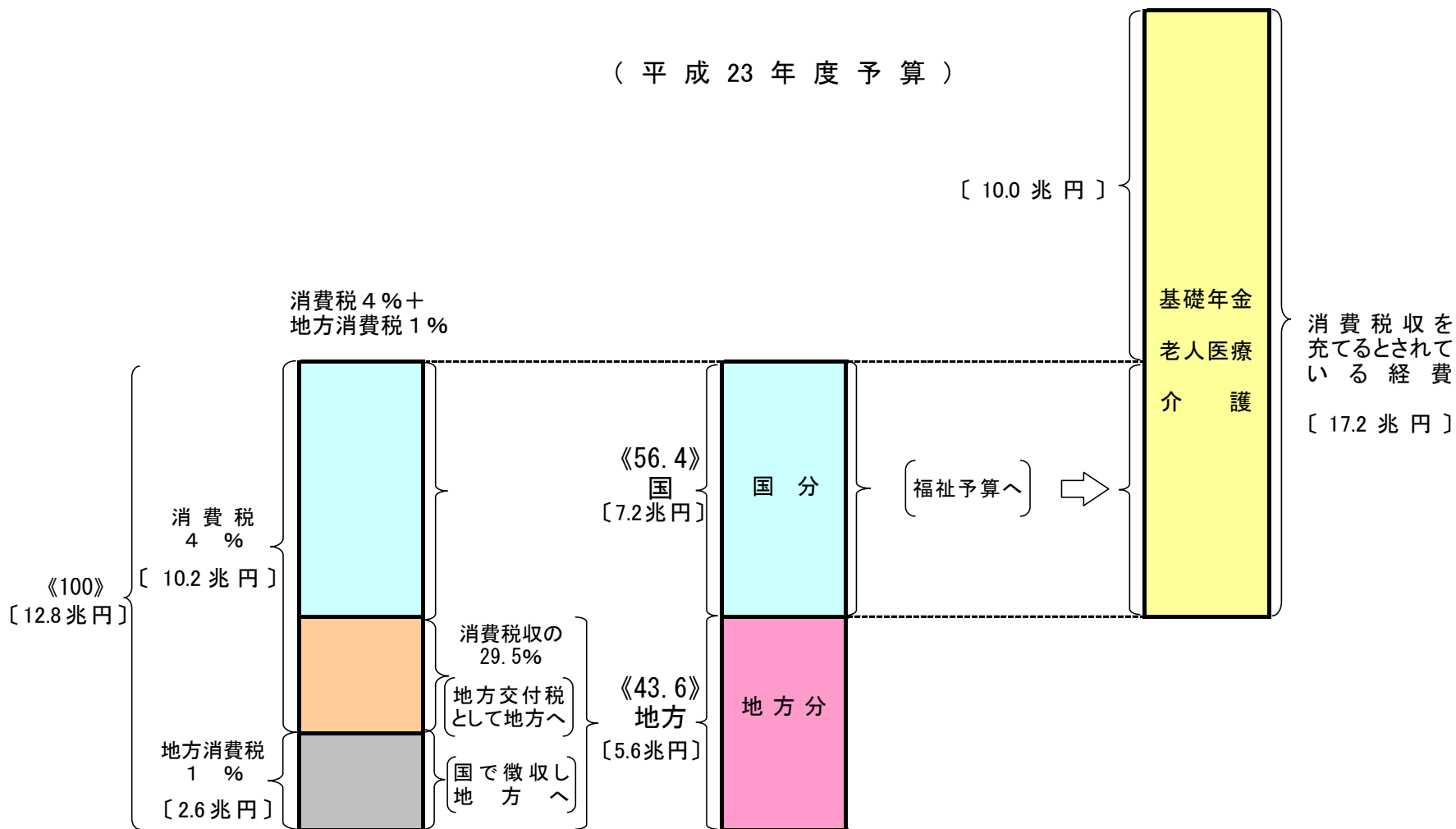
- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。  
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

## 2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

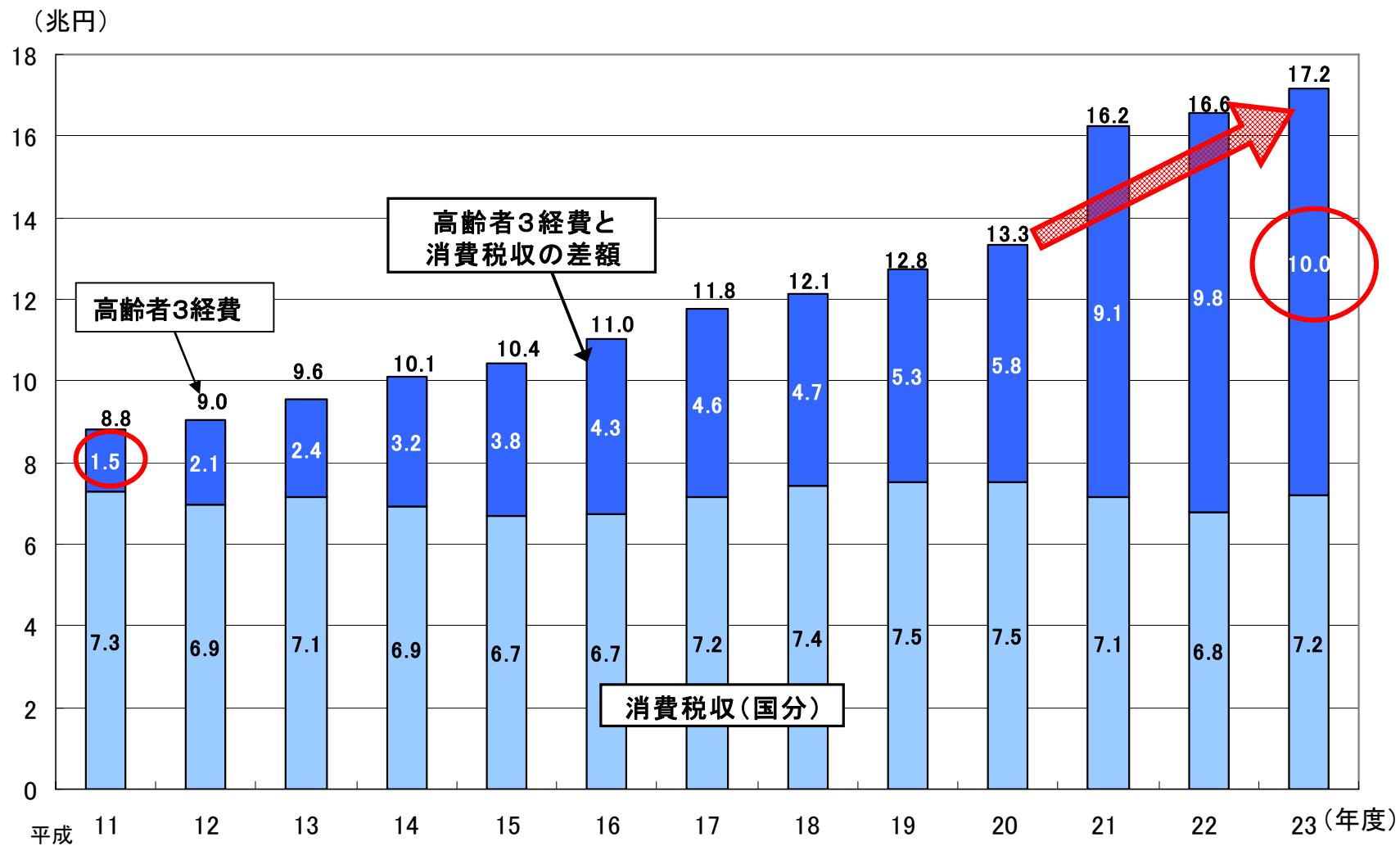
# 消費税の用途 ①

- 平成11年度から、予算総則上、消費税の収入(地方交付税交付金を除く)は高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)に充てるとされている。  
 ※予算総則とは、毎年度の財政運営に必要な基礎的事項等について定めるものであり、歳入歳出予算等とともに予算の構成要素として国会の議決対象。(憲法第86条、財政法第16、22条)
- 平成23年度の高齢者3経費と消費税収の差額は、10.0兆円。



## 消費税の用途 ②

- 高齢者3経費と消費税収の差額は、平成11年度の1.5兆円から平成23年度には10.0兆円にまで拡大。
- 特に21年度以降には、基礎年金国庫負担1/2への引上げ(16年国民年金法改正)に伴い、差額は更に拡大。



(注)計数は当初予算ベース。

## 社会保障改革のあり方（既に具体的提言・決定が行われているもの）

### <既に具体的提言・決定が行われているもの>

#### ○ 国保組合の補助金の削減

（昨年末の厚労・財務・国家戦略3大臣合意で通常国会への法案提出が決定済）

#### ○ 開業医の診療報酬の見直し（21年11月の事業仕分け：「開業医・勤務医の平準化」）

#### ○ 後発医薬品の普及（長期収載品の薬価の見直し）

（21年11月の事業仕分け：「先発品薬価を後発品薬価を目指して見直す」）

#### ○ 調剤薬局の診療報酬の見直し

（行政刷新会議規制・制度改革分科会中間とりまとめ（1月26日）：「調剤基本料の一元化」）

#### ○ 入院時の食費の見直し（現在は高齢者より若者や一般病床患者の方が負担額が少ない。

21年11月の事業仕分け：「入院時の食費・居住費の見直し」）

#### ○ 市販品類似医薬品の取り扱いの見直し

（21年11月の事業仕分け：「市販品類似薬を保険外とする方向性」）

#### ○ 70～74歳の1割→2割負担

（法律上は2割負担、毎年補正予算で穴埋め。厚労省高齢者医療改革会議最終とりまとめ（昨年12月））

#### ○ 介護保険の高所得者の2割負担、ケアマネジメント1割負担

（昨年11月社会保障審議会介護保険部会最終とりまとめ）

# 主要国における社会保障改革の例

## 医療



### フランス 医療保険支出と経済成長等とのバランスの確保

- 伸び率を+3.0%→+2.8%とする(この間の名目成長率は4%前後)



### アメリカ 効率の良い医療サービスの提供

- メディケア(高齢者等向け医療保険)の診療報酬の見直し



- 長期療養患者の地域密着型医療サービスへの移行



### ドイツ 医療保険料の引上げ

- 景気対策で引き下げていた料率を14.9%→15.5%に引上げ

## 年金



### アメリカ 年金支給開始年齢の引上げ

- 65歳→67歳(～2027年)



イギリス - 女性 : 60歳→65歳(～2020年)  
男女とも : 65歳→68歳(～2046年)



フランス - 60歳→62歳(～2018年)



ドイツ - 65歳→67歳(～2029年)



イギリス 年金の物価スライド基準の引下げ



イギリス 国民保険料の1%引上げ

※ 一部は失業・労災給付にも充てられる



フランス 年金保険料支払期間の延長

- 41年→41.5年に延長

## 家族

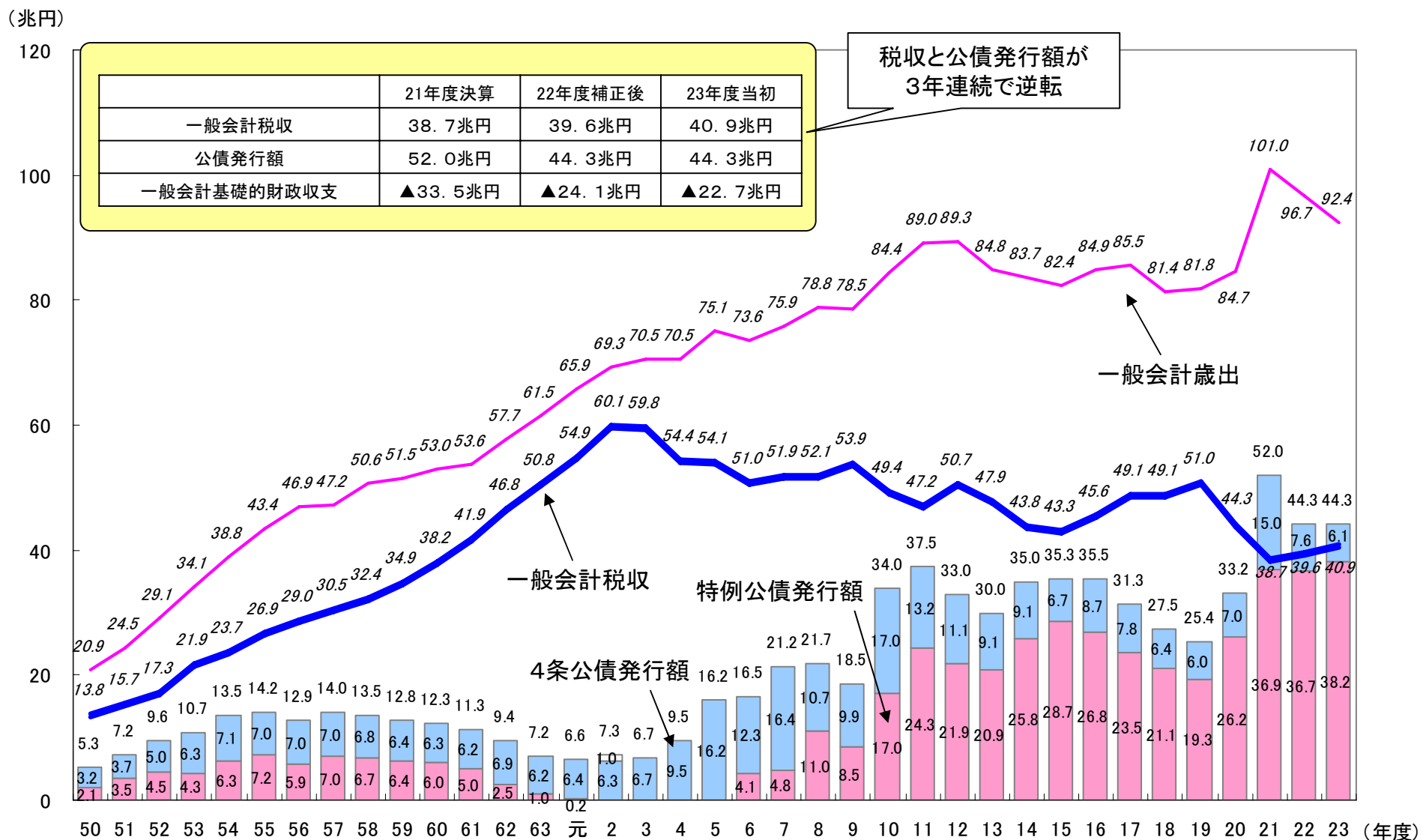


イギリス 年収4.4万ポンド(約580万円)以上の世帯の児童手当の廃止

(参考) 各国とも、こうした社会保障改革とともに、以下のような税制面での改革も実施。

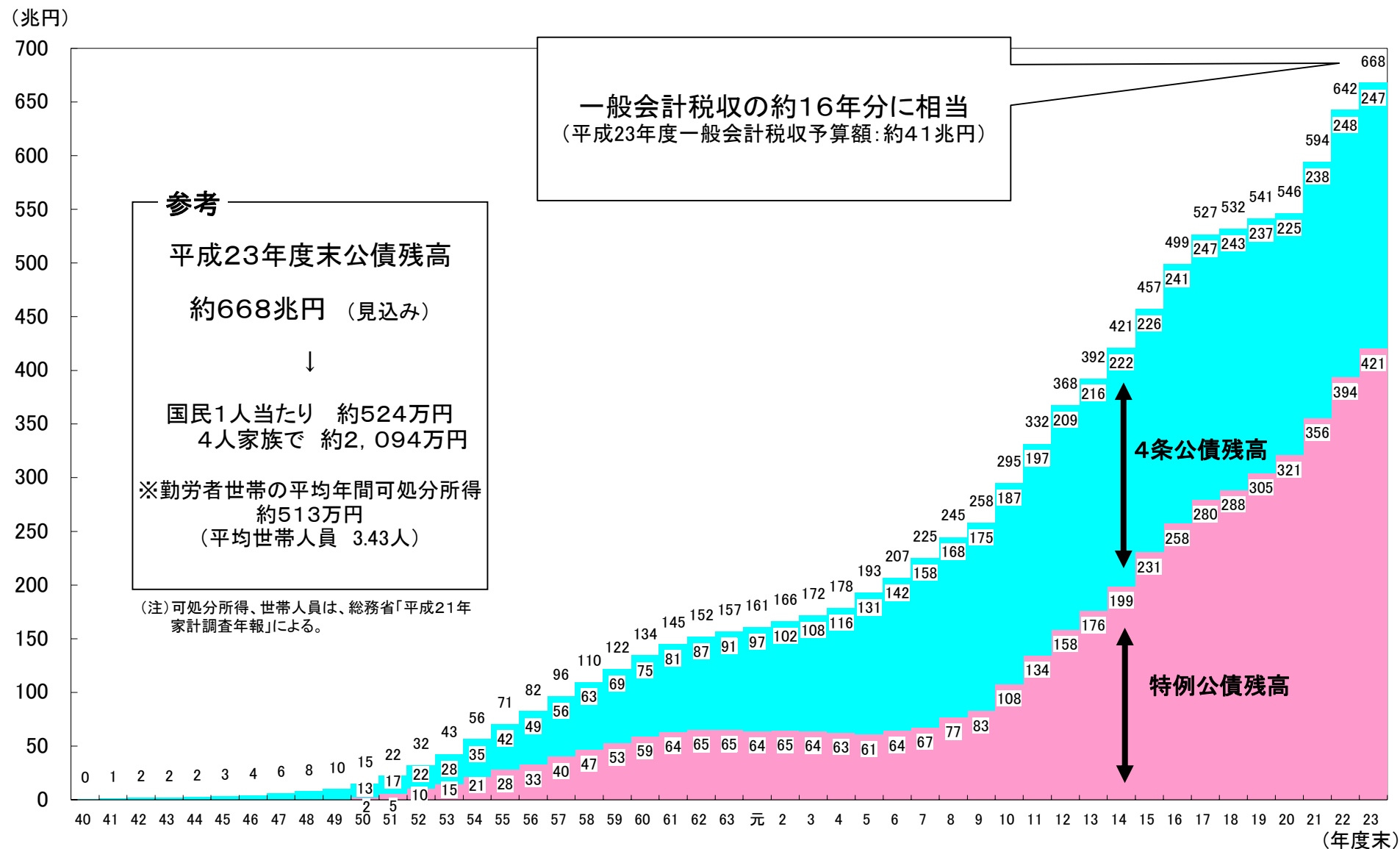
- ・付加価値税の引上げ(17.5%→20%)や所得税の見直し(基礎控除の引上げ、高所得層向け増税)(イギリス)
- ・所得税の見直し(最高税率の引上げ)(フランス)

# 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 平成21年度までは決算、22年度は補正後予算、23年度は政府案による。  
 (注2) 平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約10兆円発行。  
 (注3) 一般会計基礎的財政収支(プライマリー・バランス)は、「国債費－公債金」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

# 公債残高の累増



(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成22年度末は実績見込み、23年度は政府案に基づく見込み。

(注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。

(注3) 平成23年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は656兆円程度。



# 財政収支の国際比較（対GDP比）

(%)

暦年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	▲ 6.9	▲ 5.8	▲ 7.2	▲ 8.5	▲ 8.2	▲ 6.5	▲ 7.9	▲ 8.0
米国	▲ 3.2	▲ 1.9	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 2.2	▲ 5.5	▲ 6.3
英国	▲ 4.2	▲ 2.2	▲ 0.1	0.9	3.7	0.6	▲ 2.0	▲ 3.7
ドイツ	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 2.2	▲ 1.5	1.3	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 4.0
フランス	▲ 4.0	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 1.8	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 3.2	▲ 4.1
イタリア	▲ 7.0	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 1.8	▲ 0.9	▲ 3.1	▲ 3.0	▲ 3.5
カナダ	▲ 2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲ 0.1	▲ 0.1

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	▲ 6.6	▲ 5.2	▲ 3.5	▲ 2.8	▲ 3.4	▲ 8.3	▲ 8.1	▲ 7.3
米国	▲ 5.8	▲ 4.6	▲ 3.6	▲ 4.3	▲ 7.6	▲ 12.1	▲ 11.1	▲ 9.6
英国	▲ 3.6	▲ 3.3	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 4.8	▲ 11.0	▲ 9.6	▲ 8.1
ドイツ	▲ 3.8	▲ 3.3	▲ 1.6	0.3	0.1	▲ 3.0	▲ 4.0	▲ 2.9
フランス	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 7.6	▲ 7.4	▲ 6.1
イタリア	▲ 3.6	▲ 4.4	▲ 3.3	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 3.9
カナダ	0.9	1.5	1.6	1.4	▲ 0.0	▲ 5.5	▲ 4.9	▲ 3.4

(出典)OECD "Economic Outlook 88" (2010年12月)

※ 数値は一般政府ベース、ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。  
仮にこれを含めれば、以下のとおり。

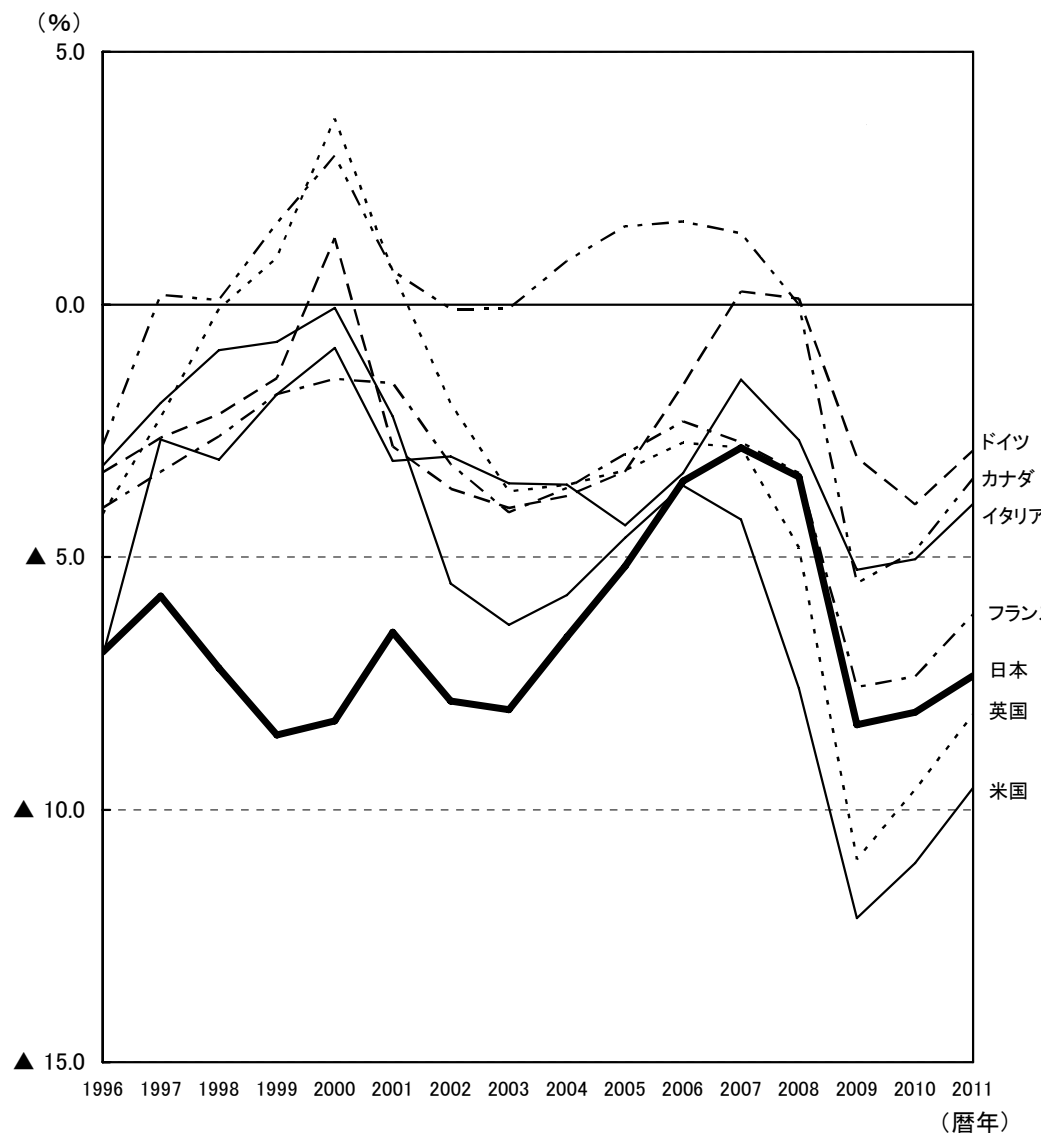
(%)

暦年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	▲ 5.1	▲ 4.0	▲ 5.8	▲ 7.4	▲ 7.6	▲ 6.3	▲ 8.0	▲ 7.9
米国	▲ 2.3	▲ 0.9	0.3	0.7	1.5	▲ 0.6	▲ 4.0	▲ 5.0

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	▲ 6.2	▲ 4.8	▲ 3.4	▲ 3.0	▲ 3.8	▲ 8.9	▲ 8.8	▲ 8.2
米国	▲ 4.4	▲ 3.3	▲ 2.2	▲ 2.9	▲ 6.3	▲ 11.3	▲ 10.5	▲ 8.8

(注1)本資料はOECD "Economic Outlook 88"による2010年12月時点のデータを用いており、2011年度予算(政府案)の内容を反映しているものではない。

(注2)日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。



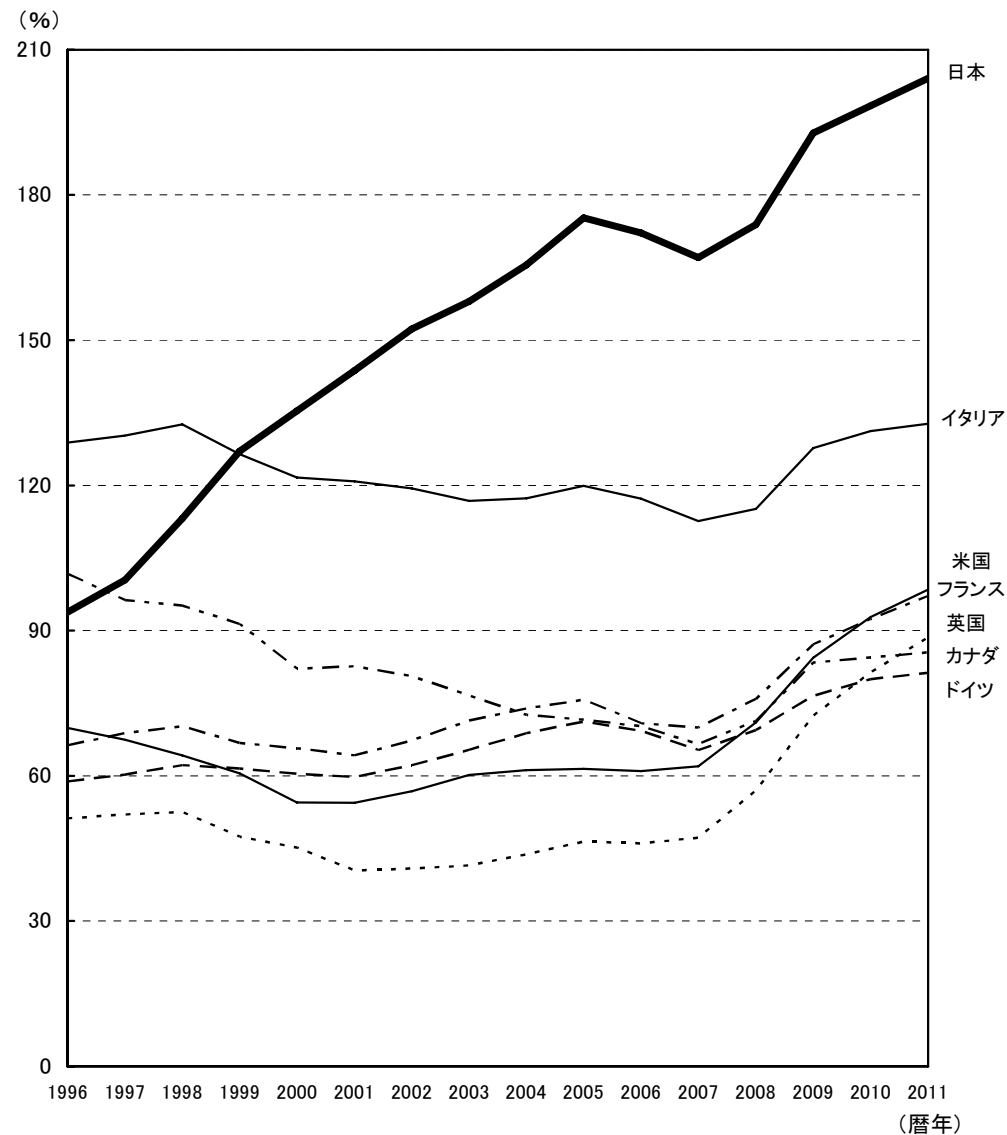
# 債務残高の国際比較（対GDP比）

暦年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	93.8	100.5	113.2	127.1	135.4	143.7	152.3	158.0
米国	69.9	67.4	64.2	60.5	54.5	54.4	56.8	60.2
英国	51.2	52.0	52.5	47.4	45.1	40.4	40.8	41.5
ドイツ	58.8	60.3	62.2	61.5	60.4	59.8	62.2	65.4
フランス	66.3	68.8	70.3	66.8	65.6	64.3	67.3	71.4
イタリア	128.9	130.3	132.6	126.4	121.6	120.8	119.4	116.8
カナダ	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.7	80.6	76.6

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	165.5	175.3	172.2	167.1	173.9	192.8	198.4	204.2
米国	61.2	61.4	60.9	62.0	71.1	84.4	92.8	98.5
英国	43.8	46.4	46.1	47.2	57.0	72.4	81.3	88.6
ドイツ	68.8	71.2	69.3	65.3	69.4	76.5	79.9	81.3
フランス	73.9	75.7	70.9	70.0	75.9	87.1	92.4	97.1
イタリア	117.3	119.9	117.2	112.7	115.1	127.7	131.3	132.7
カナダ	72.6	71.6	70.3	66.5	71.3	83.4	84.4	85.5

(出典) OECD "Economic Outlook 88" (2010年12月)

※ 数値は一般政府ベース。



(注) 本資料はOECD "Economic Outlook 88"による2010年12月時点のデータを用いており、2011年度予算(政府案)の内容を反映しているものではない。

# 純債務残高の国際比較（対GDP比）

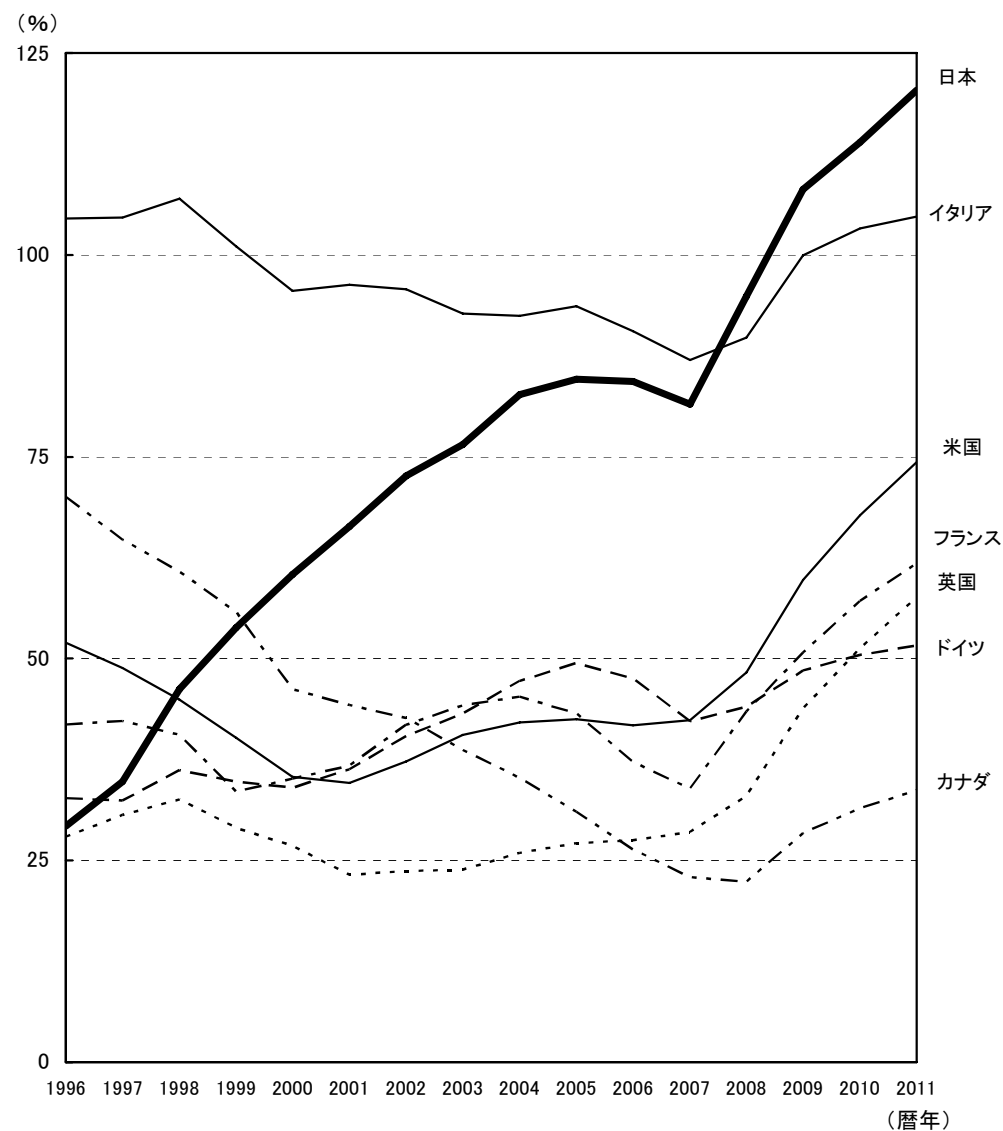
暦年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	29.2	34.8	46.2	53.8	60.4	66.3	72.6	76.5
米国	51.9	48.8	44.9	40.2	35.3	34.6	37.2	40.5
英国	27.9	30.6	32.6	29.0	26.8	23.2	23.7	23.9
ドイツ	32.7	32.4	36.2	34.7	34.0	36.3	40.4	43.2
フランス	41.8	42.3	40.5	33.5	35.1	36.7	41.8	44.2
イタリア	104.5	104.6	107.0	101.1	95.6	96.3	95.7	92.7
カナダ	70.0	64.7	60.8	55.8	46.2	44.3	42.6	38.7

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	82.7	84.6	84.3	81.5	94.9	108.2	114.0	120.4
米国	42.1	42.5	41.7	42.4	48.3	59.7	67.8	74.3
英国	25.9	27.1	27.5	28.5	33.0	43.8	51.3	57.6
ドイツ	47.2	49.5	47.5	42.2	44.0	48.5	50.5	51.6
フランス	45.3	43.2	37.2	33.8	43.4	50.8	57.1	61.8
イタリア	92.5	93.7	90.5	87.0	89.7	100.0	103.3	104.7
カナダ	35.2	31.0	26.3	22.9	22.4	28.4	31.4	33.7

(出典)OECD "Economic Outlook 88" (2010年12月)

※ 数値は一般政府ベース。

(注)本資料はOECD "Economic Outlook 88"による2010年12月時点のデータを用いており、2011年度予算(政府案)の内容を反映しているものではない。









## G20 トロント・サミット宣言(2010年6月26、27日)(仮訳)(抜粋)

10. 我々は、回復の持続、雇用の創出、及びより強固で、より持続可能で、より均衡のとれた成長の達成のために協調行動をとることにコミットしている。これらは、各国の状況に即して差別化される。本日我々は以下に合意した。

- ・ 先進国において、財政刺激策を遂行し、今後実施される「成長に配慮した」財政健全化計画を伝達し、それを将来に向けて実施すること。健全な財政は、回復を維持し、新しいショックに対応する柔軟性を提供し、人口の高齢化という課題に対応する能力を確保し、並びに将来の世代に財政赤字及び債務を残すことを回避するために必要不可欠である。調整の経路は、民間需要の回復を持続させるため、注意深く水準調整されなければならない。幾つかの主要国が同時に財政調整を行うことは、回復に悪影響を及ぼすリスクがある。必要な国で健全化が行われないことが、信認を損ない、成長を阻害するリスクがある。このバランスを反映し、**先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。**日本の状況を認識し、**我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。**深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。財政健全化計画は、信頼に足る、明確に説明され、国の状況に即して差別化され、経済成長を促進する措置に焦点を当てる。

# 諸外国（G7）の財政健全化目標

	財政健全化目標	財政健全化のペース		債務残高 対GDP比 (2010年)	名目成長率 の見通し (財政収支改善 の時期の平均)
		政府見通し (財政収支 対GDP比)	財政収支改善幅 (年平均)		
アメリカ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オバマ大統領の一期目の任期終了(2013年)までに、ブッシュ前政権から引き継いだ財政赤字(約1.3兆ドル、対GDP比9.2%(2009年1月))を半減させる。 【2010年度大統領予算教書】</li> <li>・この10年間の半ばまでに財政赤字を持続可能な水準である対GDP比3%にする。 【2012年度大統領予算教書】</li> </ul>	▲10.0%('09) ↓ ▲4.6%('13)	<u>約1.4%/年</u> (連邦政府ベース)	92.8%	平均3.5%
イギリス 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年度までに、公的部門(一般政府+公的企業)の構造的経常的収支を黒字化</li> <li>・2015年度までに、公的部門の純債務残高対GDP比を減少 【2010年度緊急予算】</li> </ul>	▲10.0%('10) ↓ ▲1.0%('15)	<u>約1.8%/年</u> (公的部門ベース)	81.3%	平均5.2%
フランス 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とし、2016年までに同収支を均衡させる。【2011年予算】</li> </ul> <p>※財政赤字解消の期限を定め、各年の予算法及び社会保障財政法を拘束する「財政計画基本法」を制定すること等を内容とする憲法改正を行うことについて検討中。</p>	▲7.7%('10) ↓ ▲3.0%('13)	<u>約1.6%/年</u> (一般政府ベース)	92.4%	平均3.6%
ドイツ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年までに一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。 【安定化プログラム(2010年2月欧州委提出)】</li> <li>・連邦政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.35%以内に制限(2011年より移行期間とし、2016年より適用)。【憲法改正(2009年7月)】</li> </ul>	▲5.5%('10) ↓ ▲3.0%('13)	<u>約0.8%/年</u> (一般政府ベース)	79.9%	平均2.8%
イタリア 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。 【安定化プログラム(2010年1月欧州委提出)】</li> </ul>	▲5.0%('10) ↓ ▲2.7%('12)	<u>約1.2%/年</u> (一般政府ベース)	131.3%	平均3.1%
カナダ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期的に財政収支を均衡させる。 【2010年度予算計画(2010年3月閣議決定)】</li> </ul>	▲3.1%('10) ↓ ▲0.1%('14)	<u>約0.8%/年</u> (連邦政府ベース)	84.4%	平均5.0%

(出典) 「政府見通し(財政収支対GDP比)」「成長率の見通し」: 各国資料、「債務残高対GDP比」: OECD "Economic Outlook 88"

(参考) ・EUにおいては、過剰財政赤字手続を開始するための基準として、原則として、一般政府の財政赤字対GDP比については3%、債務残高対GDP比については60%を超えないことを定めている。なお、過剰財政赤字手続が開始されると、勧告、警告を経て制裁措置が発動される。  
・EUは、欧州理事会の結論文書(2009年12月)において、財政健全化は、遅くとも2011年には開始し、毎年構造的財政赤字の対GDP比0.5%を超える削減に取り組むことを決定。

# 財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

## 財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
<p>① <u>国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減</li> <li>遅くとも2020年度までに黒字化</li> </ul> <p>② <u>国の基礎的財政収支: 上記と同様の目標</u></p> <p>③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続</p>	<p><u>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</u></p>

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

## 財政運営の基本ルール

- 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)  
歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。
- 財政赤字縮減ルール  
収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。
- 構造的な財政支出に対する財源確保  
年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。
- 歳出見直しの基本原則  
特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。
- 地方財政の安定的な運営  
財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

# 財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

## 中期財政フレーム

①国債発行額の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度の新規国債発行額について、平成22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう、全力をあげる。</li> <li>・それ以降の新規国債発行額についても、着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげる。</li> </ul>
②歳入面での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。</li> </ul>
③歳出面での取組 (平成23～25年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち国債費等を除いたもの)について、少なくとも前年度当初予算の同経費の規模(歳出の大枠)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。</li> <li>・地方の一般財源の総額については、上記期間中実質的に22年度と同水準を確保する。</li> <li>・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。</li> </ul>

- 中期財政フレームに基づく各年度の予算編成:各閣僚別の概算要求枠を設定し、その範囲内で優先順位をつけて要求する
- 中期財政フレームの改訂:毎年半ば頃、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める

## 平成23～25年度における「基礎的財政収支対象経費」

(単位:兆円)

	歳出の大枠		
	23年度	24年度	25年度
基礎的財政収支対象経費 【22年度 70.9】	71	71	71
うち 経済危機対応・地域活性化予備費等 【22年度 1.0】	1.0	1.0	1.0

(注) 平成23年度以降の経済危機対応・地域活性化予備費の取扱いについては、予算編成過程で検討。



# 内閣府試算の概要（「経済財政の中長期試算」平成23年1月21日 内閣府）

## 財政健全化目標（「財政運営戦略」平成22年6月22日 閣議決定）

### 収支（フロー）目標

- ①国・地方の基礎的財政収支：遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化。
- ②国の基礎的財政収支：上記と同様の目標
- ③2021年度以降も、財政健全化努力を継続

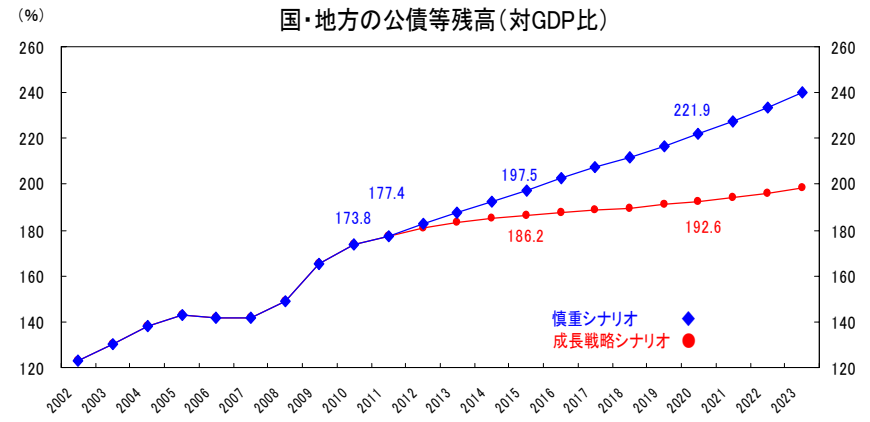
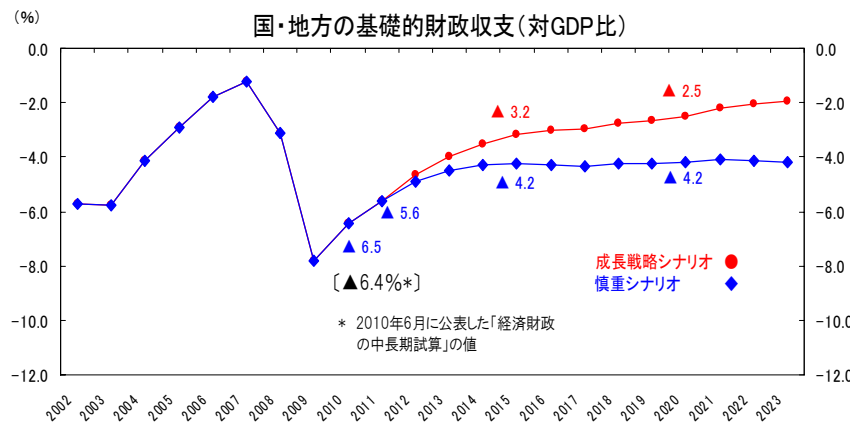
### 残高（ストック）目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

## 試算結果

試算前提 〔歳出：2012年度、2013年度については、基礎的財政収支対象経費を前年度当初予算の規模で横ばい  
歳入：「平成23年度税制改正大綱」で示された税制改正事項を反映し、改正後の税制が継続〕

（参考）経済成長率（2011年度～2020年度の平均） 慎重シナリオ：名目・実質ともに1%台半ば 成長シナリオ：名目3%、実質2%を上回る



### 目標達成に必要な収支改善幅（慎重シナリオの場合）

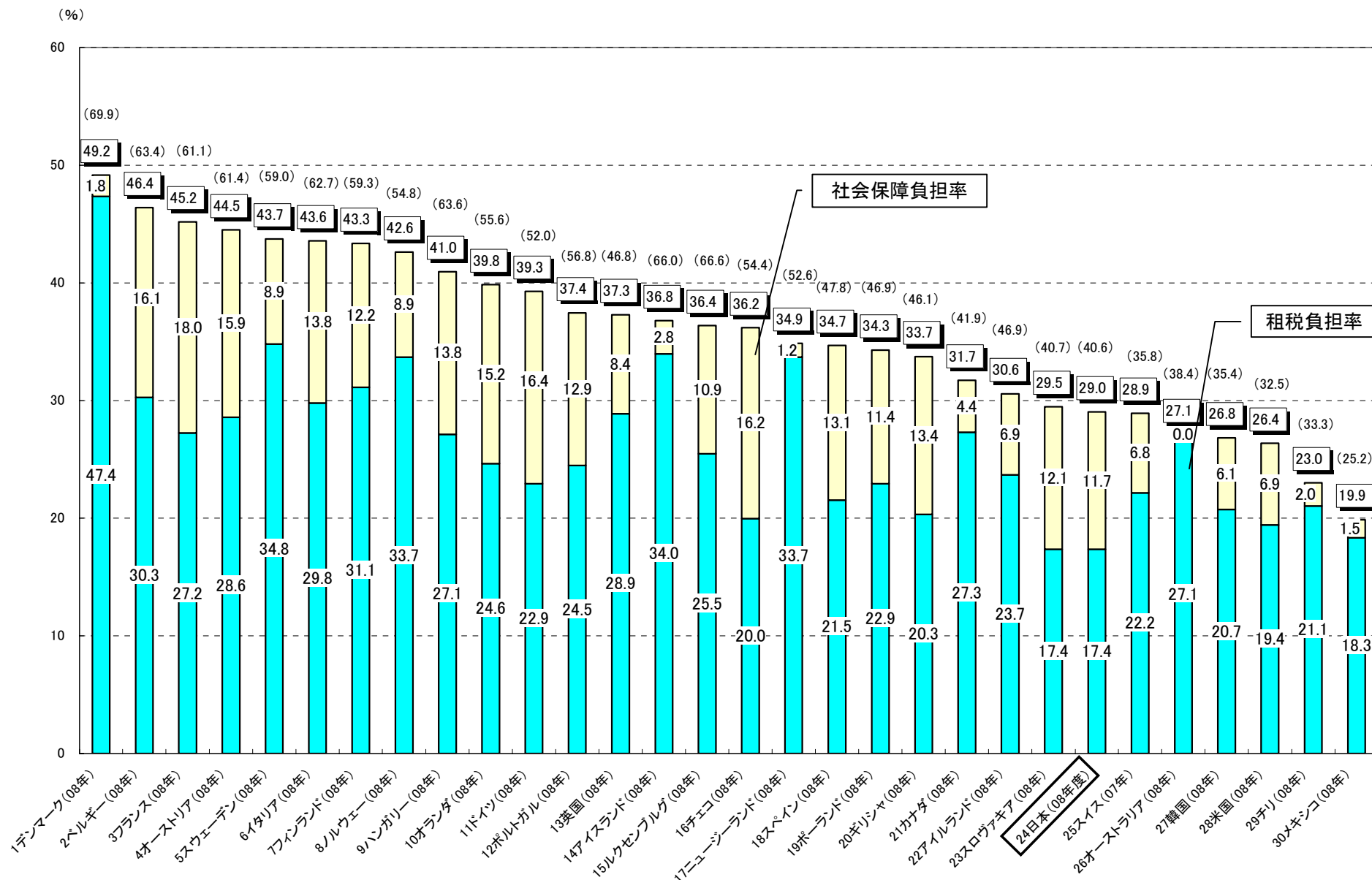
（兆円、%）

	国+地方			国		
	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	目標達成に必要な 収支改善幅[対GDP比]
2010年度	▲30.8 [▲6.4%]			▲32.9 [▲6.8%]		
2015年度	▲21.7 [▲4.2%]	▲16.3 [▲3.2%]	5.4 [1.0%]	▲24.8 [▲4.9%]	▲17.4 [▲3.4%]	7.4 [1.5%]
2020年度	▲23.2 [▲4.2%]	0.0 [0.0%]	23.2 [4.2%]	▲25.8 [▲4.6%]	0.0 [0.0%]	25.8 [4.6%]

※ 2010年度の数字は平成22年6月見通し。平成23年1月の見通しでは、国+地方 ▲30.9[▲6.5%]、国▲34.3[▲7.2%]。



# 国民負担率（対GDP比）の国際比較（OECD加盟30カ国）



(注1) OECD加盟国34カ国中30カ国の最新の実績値。残る4カ国(トルコ、スロベニア、イスラエル、エストニア)については、計数が足りず、国民負担率が算出不能であるため掲載していない。

(注2) 括弧内の数字は、対国民所得比の国民負担率。

(出典) 日本:内閣府「国民経済計算」等 諸外国: National Accounts 2010(OECD) Revenue Statistics(OECD)